

公益財団法人 佐倉国際交流基金
2020 年度第 1 回通常理事会 議事録

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - 第 1 号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 2019 年度事業報告について
2019 年度事業報告は承認された。
 - 第 2 号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金 2019 年度決算報告について
監事より監査結果の報告
2019 年度決算報告ならびに監査報告は承認された。
 - 第 3 号議案 2020 年度公益財団法人佐倉国際交流基金助成金交付について
2020 年度助成金交付について承認された。
 - 第 4 号議案 2020 年度公益財団法人佐倉国際交流基金評議員会開催について
決議の省略(書面決議)の方法により行うことが承認された。
 - 第 5 号議案 公益財団法人佐倉国際交流基金評議員選定委員の選任について
評議員選定委員の選任が承認された。
 - 第 6 号議案 事務局長交代人事について
事務局長交代が承認された。
- 報告事項 (1) 新型コロナウイルスの影響により事業内容を大幅に変更する
場合について
(2) 理事会、評議員選定委員会、評議員会を書類にて実施することについて
- 2 決議事項を提案した理事の氏名
代表理事 宍倉 昌男
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
2020 年 5 月 11 日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
代表理事 宍倉 昌男

2020 年 4 月 30 日、代表理事 宍倉昌男が、理事及び監事の全員に対して上記理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、2020 年 5 月 11 日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、また監事から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条及び第 197 条、定款第 44 条の規定に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、この議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

2020 年 5 月 11 日

議事録作成者

公益財団法人 佐倉国際交流基金
代表理事 宍倉 昌男

